

各指定事業所 各位

杉並区保健福祉部介護保険課長
秋吉 誠吾
(公印省略)

緊急事態宣言後の介護事業所のサービス提供について(杉並区指定)

緊急事態宣言を受け介護サービス事業所は、次の事項等に留意してサービス提供を継続してください。

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持するうえで欠かせないものであり、適切な感染防止対策を前提として、利用者や家族の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いいたします。

- ◎ 居宅介護支援事業所や他の介護サービス提供事業所と常に連携をとるなど利用者の健康状況・生活状況などを把握してください。特に独居や高齢者のみ世帯など配慮の必要な世帯に対しては必ず事業所として利用者等の生活状況を把握してください。
 - ◎ 利用者の生活状況等を確認した場合など必ず記録してください。
 - ◎ 利用者の急変時等の救急要請はためらうことなく実施してください。
 - ◎ 事業所の判断で休業する場合や一部縮小する場合などは、指定権者(杉並区等)に必ず連絡してください。また、休業(一部縮小を含む)にあたっては、利用者や居宅介護支援事業所等と連携して、サービス利用者に適切な代替サービスの提供を確保してください。
 - ◎ サービス利用者や介護従事者が罹患した場合は、保健所が疫学(接触者)調査を行い濃厚接触者を判断するので、保健所の指示に従ってください。
 - ◎ サービス利用者や介護従事者が濃厚接触者となる場合は、保健所から指示・要請・連絡がありますので、その指示等に従ってください。
-
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 夜間対応型訪問介護
 - 総合事業(第1号訪問事業)
 - ※ 訪問時は、マスク・ガウン等の着用、手指消毒、うがい、換気の実施など感染防止対策に努めてください。
-
- 地域密着型通所介護
 - 認知症対応型通所介護
 - 総合事業(第1号通所事業)
 - ※ サービス提供を継続する場合は、個別の訓練、少人数で行うなど利用者同士の間隔を一定程度確保するなどの工夫を行い、送迎時の乗車前やサービス提供開始時等に検温するなどこまめに体調管理を行ってください。また、マスクの着用、手指消毒、うがい、

換気の実施など感染防止対策に努めてください。利用者が使用したタオル・食器等は、利用した都度消毒を実施してください。送迎用の車両は、送迎中も換気をとることや送迎の都度消毒を実施するなど感染防止対策に努めてください。

- ※ 利用者の希望や事業所の判断で通所サービスを休止する場合においても利用者の意向を確認したうえで、訪問や電話によりサービス提供とすることも可能です。なお、訪問による介護報酬は、居宅サービス計画に位置付けられた所要時間に応じた報酬区分を超えない範囲で提供したサービス提供時間（短時間の場合は3時間未満）の区分で請求できます。また、電話によるサービス提供の場合の介護報酬は、休業要請ではないので、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日1回まで最短時間（3時間未満）の区分で請求できます。（介護保険最新情報：Vol.770 及び vol.809 参照）
- ※ 利用者等の自宅にてサービス提供を行う場合、マスクの着用、手指消毒、うがい、換気の実施など感染防止対策に努めてください。

○ 小規模多機能型居宅介護

○ 看護多機能型居宅介護

- ※ 訪問時は、マスク・ガウン等の着用、手指消毒、うがい、換気の実施など感染防止対策に努めてください。
- ※ 通いサービスを提供する場合として、個別の訓練、少人数で行うなど利用者同士の間隔を一定程度確保するなどの工夫を行い、サービスの提供に先立ち検温を行うなどこまめに体調管理を行ってください。また、感染防止対策に努め、マスクの着用、手指消毒、うがい、換気の実施をしてください。利用者が使用したタオル・食器等は、利用した都度消毒を実施してください。送迎用の車両は、送迎中も換気をとることや送迎の都度消毒を実施するなど感染防止対策に努めてください。

○ 認知症対応型共同生活介護

○ 地域密着型介護老人福祉施設

- ※ 利用者の外出は自粛してください。
- ※ 個別の訓練など、少人数で行うなど利用者同士の間隔を一定程度確保するなどの工夫を行い、こまめに検温をするなど体調管理を行ってください。また、感染防止対策に努め、マスクの着用、手指消毒、うがい、換気の実施をしてください。利用者が使用したタオル・食器等は、利用した都度消毒を実施してください。

○ 居宅介護支援事業所

○ 介護予防支援事業所

- ※ 新規の利用者に対するサービス提供にあたっては、事業所等の運営状況等確認し、適切なサービスを提案してください。
- ※ アセスメント、サービス担当者会議、モニタリング等利用者の状況を把握する際は、関係者が一堂に会するのではなく、原則電話等にて確認してください。
- ※ 利用者との面談やサービス提供事業所との調整について、電話等で確認した場合は、その旨記録してください。

今後は、厚生労働省・東京都・杉並区等から随時情報が発出されるので、ホームページ等にて最新情報を確認してください。

また、「介護保険最新情報」を必ず確認してください。

問合せ先：杉並区保健福祉部介護保険課

電話 03-3312-2111 事業者係、指導係、給付係